

小型ホイロローダーレンタル事業 利用規約

1. 魚市場3社・卸売センターでの使用を優先するものとし、それ以外の企業が利用する場合は上記4社の利用を妨げない範囲での貸出と致します。
2. 貸出を希望する企業においては「小型車両系（整地・運搬・積込み）の運転の業務に係る特別教育修了証」を所持する者が運転することを条件とし、原則として卸売センター事務局員のオペレーターとしての斡旋は行わないことと致します。
※緊急時については例外とし対応する場合があります。
3. 当該機械は卸売団地内で使用するものとし、団地外に持ち出すことは禁止と致します。
4. ホイロローダーの保険については組合にて下記の通り加入済みです。
加入内容：対人・対物賠償、人身傷害、車両保険
5. 当該機の使用により事故が発生した場合は、速やかにご連絡下さい。
対人・対物賠償と人身傷害については無条件にて適用と致します。車両保険については、修理実費が5万円未満（消費税抜）のものについては使用した企業にてご負担をいただきます。
なお、保険金は約款上の規定に沿ってのお支払となります。

◆使用料金

時間割分	貸出1時間あたり	1,000円
燃料費分	貸出1時間あたり	1,000円

注1) 1時間未満の端数は1時間と致します

注2) 金額は税抜価格